

お知らせ
10月1日㈯
「浄化槽の日」です

この日は、浄化槽に関する諸制度を整備した「浄化槽法」が昭和60年10月1日に施行されましたことを記念して制定されました。

浄化槽は、微生物の働きを利用して、水洗トイレや台所、風呂、洗濯などの生活排水を処理し、きれいな水に戻してから川へ放流する装置です。反面、使い方を誤つたり、維持管理を行わないと放流水の水質が悪化したり、悪臭の発生を招くなど地域の住環境を悪化させる原因にもなります。

次の3項目は、浄化槽法により浄化槽設置者の皆さんに義務付けられたものです。浄化槽は生きた微生物が活躍するとしてもデリケートな装置です。浄化槽設置者の皆さんには適正な維持管理をお願いします。

◇保守点検を受けましょ

「保守点検」では、浄化槽の機能を維持するために機器類の調整や消毒薬の補充などを4か月に1回以上実施します。(処理方式や処理対象人員によって回数は異なります)。「保守点検」の委託は、

県の登録を受けた保守点検業者に委託してください。

◇清掃を行いましょ

浄化槽には、少しずつ水に溶けない固体物や汚泥が溜まってしまいます。これをそのままにしておくと、放流水の水質悪化や悪臭の原因になります。「清掃」では、汚泥の引き抜きなどを年1回以上行わなければなりません。清掃を委託する際は、町の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

◇法定検査を受けましょ

浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが、「法定検査」です。「保守点検」「清掃」とは別に、使用開始後3～8か月の間に1回、その後は年1回、県の指定する検査機関(高知県環境検査センター)による水質検査を受けなければなりません。

■問い合わせ

高知県環境検査センター
■電話番号
■公聴会日時及び場所
10月17日（土）19時
枝川小学校体育館
11月14日（土）19時
枝川小学校体育館
※公聴会で意見を述べようとされる方は、11月4日（水）17時15分（郵送の場合は当日消印有効）までに、意見の主旨及びその理由ならびに住所、氏名を記載した書面を提出してください。

■問い合わせ

ほけん福祉課
（すこやかセンター伊野）
■場所
すこやかセンター伊野
大会議室・中会議室
■受付時間
月～金曜日の8時30分～17時15分
（祝日・年末年始を除く）
■電話相談
■メール相談
<https://www.pref.kochi.lg.jp/form/240101/mailform.html>

■問い合わせ

上下水道課
■電話番号
■公聴会日時及び場所
10月29日（木）
8時30分～17時15分
(土、日曜日を除く)
土木課
■受付時間
月～金曜日の8時30分～17時15分
（祝日・年末年始を除く）
■電話相談
■メール相談
<https://www.pref.kochi.lg.jp/form/240101/mailform.html>

お知らせ
高知広域都市計画変更
(素案)の縦覧、説明会、
公聴会について

お知らせ
提出先・問い合わせ
土木課
〒781-2192
いの町1700番地1
■電話番号
■受付時間
月～金曜日の8時30分～17時15分
（祝日・年末年始を除く）
■電話相談
■メール相談
<https://www.pref.kochi.lg.jp/form/240101/mailform.html>

お知らせ
無料労働相談窓口
について

高知県労働委員会は、労働相談により職場のお悩み解決のお手伝いをしています。「突然解雇された」「残業代が支払われない」といったお悩みに対し、解決に有効な情報提供を行います。費用は無料です。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。



お知らせ
高知県労働委員会は、労働相談により職場のお悩み解決のお手伝いをしています。「突然解雇された」「残業代が支払われない」といったお悩みに対し、解決に有効な情報提供を行います。費用は無料です。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。

お知らせ
無料労働相談窓口
について